

事 務 連 絡
平成19年 1 月 2 4 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(韓国産きんかん及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年12月25日付け食安輸発第1225001号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、韓国産きんかんにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品
韓国産きんかん及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目
残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：生鮮きんかん
2. 生産国：韓国
3. 検査結果：インドキサカルブ 0.05ppm（基準値：0.01ppm）
4. 検 疫 所：福岡検疫所門司検疫所支所下関分室
(届出受付番号：第92003279850号1欄)
5. 輸 入 者：株式会社 シー・アンド・ジー